

災害時における物資調達等の応援協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と一般社団法人福山青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における応援協力について、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）

第1条 この協定は、福山市内で地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資調達等を円滑に遂行するための応援協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して物資調達等について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、物資の調達等に関する協力を積極的に努めるものとする。

（協力内容）

第4条 甲が行う次の各号に掲げる物資等の調達に当たり、乙はその組織及び機能等を最大限に活用して、公益社団法人日本青年会議所、本市以外を活動拠点とする青年会議所と連携を図り、供給等に対応できる事業者の確保や供給事業者の窓口として、調達・輸送の協力を行うものとする。

（1）避難者等の生活に必要な物資

（2）応急対策に必要な資機材

（3）医療及び防疫等に必要な物資・資機材

（4）前各号掲げるもののほか、甲乙協議して定める事項

（要請手続）

第5条 乙に対する甲の協力要請の手続は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、後日、文書を提出するものとする。

（受取及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定（以下「指定場所」という。）し、甲は指定場所へ職員を派遣し、物資を受け取るものとする。この場合において、甲は必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により乙が供給した物資の対価及び運搬費用については、甲が負担する。

2 甲が負担する物資の対価は、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（代金の支払）

第8条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害の発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2021年（令和3年）3月の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（円滑な運用）

第10条 甲及び乙は、この協定締結時及び毎年度当初に連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

（協議）

第 1 1 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2 0 2 0 年（令和 2 年）9 月 4 日

甲 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市
福山市長 枝廣 直幹

乙 福山市西町二丁目 1 0 番 1 号
一般社団法人福山青年会議所
理事長 村上 達彦

様式第1号

支援協力要請書

様	年 月 日
	福 山 市 長 (災害対策本部長)
災害時における応援協力に関する協定書第5条に基づき、次のとおり要請します。	
1 協力を要請する事由	
2 協力を必要とする場所	
3 協力を必要とする物資又は資機材 ○名称 ○数量	
4 協力を必要とする人数	
5 その他必要となる事項	
連絡責任者の職名・名前	
電話番号 () — FAX () —	

様式第2号

実施報告書

年 月 日

福山市長様
(災害対策本部長)

(報告者)

住所

名前

㊟

災害時における応援協力に関する協定書第7条に基づき、要請のあった事項について、次のとおり報告します。

1 協力内容

2 協力した場所

3 使用した物資又は資機材

○名称

○数量

4 従事者数

5 その他必要となる事項

連絡責任者の職名・名前

電話番号 () — F A X () —